

「秋葉区文化会館友の会」規約

第1条(名称)

この会の名称は、「秋葉区文化会館友の会」(以下「友の会」という。)と称します。

第2条(事務局)

この会の事務局は、秋葉区文化会館内に置き、名称を「秋葉区文化会館友の会」事務局(以下「事務局」という。)とします。

第3条(目的)

友の会は、秋葉区文化会館(以下「文化会館」という。)において、文化会館が行う芸術文化活動への参加の機会を積極的に提供し、芸術文化に対する造詣の深い人材の育成を図り、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

第4条(会員)

会員とは、この友の会の目的に賛同し本規約を承認の上、事務局に入会を申し込み、第6条に定める方法により会費を支払われた方とします。入会は申込書の提出及び会費支払い手続きを受け、即日入会とします。

第5条(会員の有効期限)

1. 会員資格の有効期限は、会員となった日から同年度3月末日迄とします。
2. 会員の期限更新は、第6条に基づき手続きをします。

第6条(年会費)

1. 入会金は無料とし、入会手続きまたは更新手続きの際に、事務局の定める方法で、年会費を支払うものとします。会費は以下の通り定めます。
4月1日から翌年3月末日までの期間の入会者は、「年会員」とし、会費を2,000円とします。
2. 年会費の支払い方法および、その手続きについて、以下のとおりとします。
 - (1) 入会時: 入会希望者は、文化会館窓口にて、指定の申し込み用紙に必要事項をご記入し、年会費を支払う。事務局は、確認後、会員登録の手続きを行い、登録完了後に会員証を発行します。
 - (2) 更新時: 会員有効期限の年度の前月末日までに、事務局より更新の案内書類と申し込み用紙を送付します。更新希望者は、必要事項をご記入の上、文化会館窓口へ年会費とあわせて提出、もしくは申込用紙を郵送かFAXして頂き指定の銀行口座へ年会費を入金をして下さい。事務局で入金確認後、更新登録の手続きをします。
3. お支払いいただいた年会費は、理由の如何を問わず、返却しません。

第7条(会員証の発行)

事務局は、会員に「秋葉区文化会館友の会」会員証(以下「会員証」という。)を発行します。会員証は秋葉区文化会館に帰属します。会員証を他人に譲渡、貸与することはできません。

第8条(会員の特典)

1. 会員は友の会が通知する特典を所定の方法により利用できるものとします。
2. 会員特典について追加変更が生じた場合は、文化会館所定の方法で会員に通知するものとします。

第9条(会員証の紛失・盗難)

1. 会員が、会員証を紛失し、または盗難にあった場合は、すみやかに事務局にご連絡ください。会員証を再発行します。再発行手数料は1件200円とします。

2. 紛失、盗難その他事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合において、文化会館はその責めを負いません。

第 10 条(退会)

1. 「秋葉区文化会館友の会」から退会しようとするときは、遅滞なく、事務局窓口にて退会手続きをお申し出ください。会員期間中であっても、お支払い済みの年会費は返金しません。
2. 会員有効期限内に、第 6 条に基づく更新手続きが行われない場合、退会希望とみなします。

第 11 条(届出事項の変更)

1. 会員は、氏名・住所・電子メールアドレスなど、入会時に届け出た事項に変更がある時は、事務局まで変更内容を申し出ください。
2. 前項の届け出がないために、文化会館からの通知または送付書類その他のものが延着または不到着となっても、通常到着すべき時期に会員に到着したものとみなし、異議を申し立てる事は出来ないものとします。また、その際に生じた不利益、損害について、文化会館は責任を負いません。

第 12 条(会員資格の取り消し)

文化会館は、本会の目的に合致しない、又は会の円滑な運営及び会員の利用を妨げる事態から他の会員を保護するため、次のいずれかに該当する行為が認められた場合は会員の資格を取り消す事が出来るものとします。

- (1) 虚偽その他不正な手段で会員になったと明らかに認められる時。
- (2) 一個人が会員登録を多重にしていると事務局がみなした時。
- (3) 本規約に違反した時。
- (4) 会員証を他人に貸与し悪用された時。
- (5) その他、文化会館の運営に支障をきたすと判断される時。

第 13 条(チケットの転売禁止)

会員として購入した公演チケットを事務局が営利販売と判断する第三者への転売を禁じます。

第 14 条(個人情報の取り扱い)

事務局は会員から受領した個人情報の管理において「新潟市個人情報保護条例」に準じて定めた、秋葉区文化会館「個人情報保護要綱」に従い適切に行います。

第 15 条(規約の変更)

本規約の変更は事務局に一任願います。

変更事項は、事務局からその内容を通知するものとし、通知後会員の権利を行使した場合は、変更事項を承認したものとみなします。

付則

この規約は 2019 年 4 月 1 日より適用します。

事務局所在地
新潟県新潟市秋葉区新栄町 4 番 23 号
秋葉区文化会館内 秋葉区文化会館友の会事務局
TEL:0250-25-3301
FAX:0250-25-3322